

# 町政を問う

## 合併時の協議内容は「信任事項」ではないのか



大森 英一

### 後期総合計画には合併時の制約がある 町長 計画の変更は町民の審判を受けることになる

**大森** 私自身、合併の議決に關らせていただいた。多くの労力を使い、協議した十年計画を合併案件にした経緯がある。道義的に簡単に変えられるものではない。前期と同様、後期総合計画にも反映しなければならぬが、合併協議事項の一部を減らすとの説明であるが、前町長とはどのような引き継ぎをされたか。

**町長** その内容について引き継ぎはしていない。

**大森** 合併理由として、当時の行政サービスを維持するということがあった。社会情勢の変化という理由のようだが、信任事項を変えるには説明が不十分ではないか。最低でも、取り止める事業について、町民への説明会を開くべきではないか。

**町長** 時系列で言うとは、合併協議より総合計画の方が上位になる。合併協議内容を見直し、実施しない事業があるが、行政の内部的なものを見直したものがほとんど。何かの方法で変更内容を町民にお知らせする。

**大森** 実施しない事業中の理由に、例えば情報化検討委員会の検討結果とあるが、どのような検討をされたか。

**町長** 行政の事務処理に係ることなので、執行者の責任でやらせていただきたい。ただし、見直しすることは町長としてのコストであり、町民の審判を受けることになる。

**大森** 具体的に町営住宅の建て替えはどうされるつもりか。築後三十年、三十三年経過し、断熱が

なく、結露、雨漏りによってカビが生えるような住宅で、前期五年辛抱した挙句、改修とか検討という言葉に説明もなく変わっている。道義的にいかなものかと思うが、町長の所見を伺う。

**町長** 建て替え方法に關して検討するということである。現在の適用条例は公営住宅法が根拠となっており、要件を基に入居状況等を考慮しながら検討する。

**大森** 本町にイターンした三人家族の例で、お尋ねする。借家に住まいしているが、家主から水道料金の対象に乳幼児を入れるのは配慮が足りないのでは、との苦情をいただいた。徴収対象になるのは止むを得ないが、イターンという事情を考えると、例えば乳幼児割引という形でイターン対策が考えられないか、伺う。

**町長** 乳幼児対策として、保育料は県下で一番安い。公共料金も優遇されているので、ご理解をいただきたい。

**大森** イターン対策がでないのかと担当者に問い合わせをしたが、かなり時間がたつても回答がないとのことであるが、どうか。

**町長** 子育て等に関し、ホームページも作っている。周知対策も含め、職員の接遇を改善する。

### イターン対策について



イターン農家の作業風景